

働き方が多様化する中での労使による 一層適切な労働条件作りについて

労働基準法の基本理念

労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの

労働条件の決定

労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定し、それを遵守し、誠実に義務を履行すべきもの

- 労働基準法は、労働条件の原則や決定について、労働条件の最低基準を定めるものです。
- これらの最低基準は、派遣労働者・業務請負労働者、有期契約労働者、短時間労働者等に対しても同様に適用されます。
- 上記の労働者を雇用する事業主の皆さんは、法律上の最低基準のうち、特に以下に掲げた事項を参考に、労働者とよく相談の上、適切な労働条件作りに努めてください。

ご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。